

# 福彩支援ニュース 第41号 2024.4



発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】

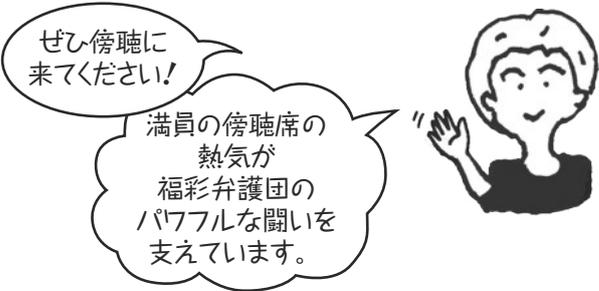
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) へご連絡を!

福島原発さいたま訴訟

## 第3回 控訴審口頭弁論期日のお知らせ 2024年 5/28(火)15時開廷

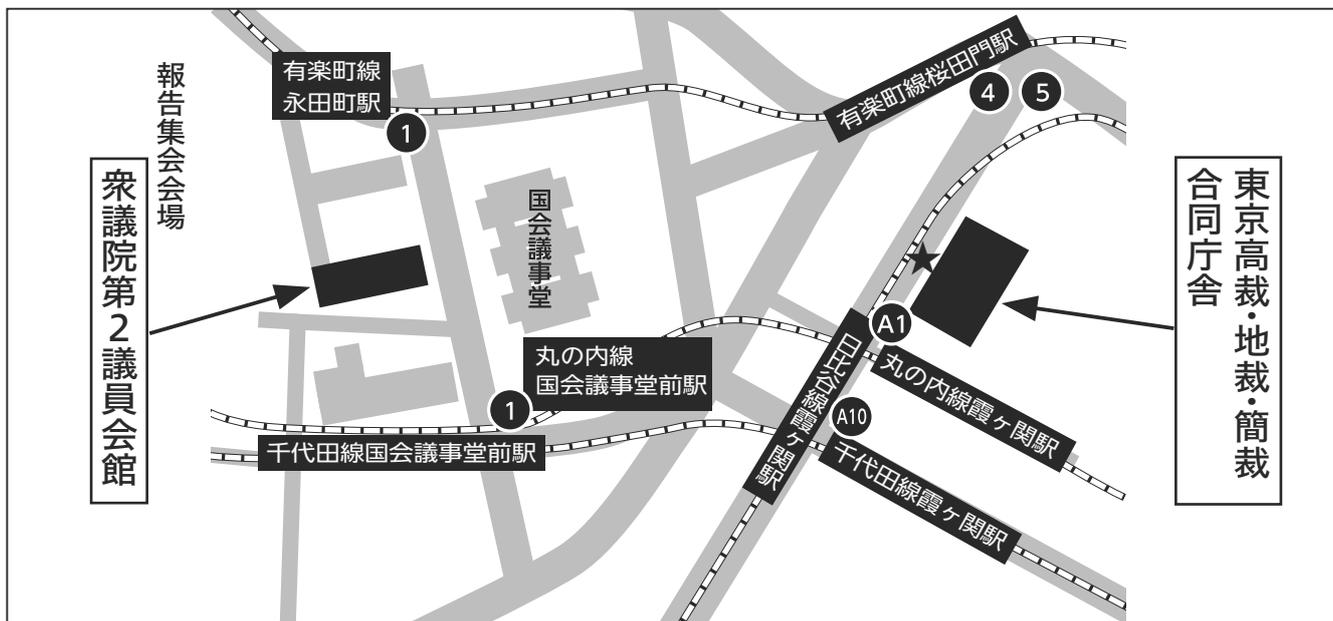
第3回となる次回控訴審期日  
ぜひ、傍聴に足をお運びください!



### 報告集会

日時: 2024年5月28日(火)  
16時から(裁判終了後移動)  
場所: 衆議院第2議員会館 第1会議室  
弁護団、原告、各地から報告

日時: 2024年5月28日(火)  
15時開廷  
集合: 14時20分 東京高裁正門前(★)  
場所: 東京高裁101号法廷



## 控訴審での闘いについて

弁護士 吉廣慶子

みなさま、こんにちは。埼玉弁護団の事務局長の、  
弁護士の吉廣と申します。

控訴審が始まって、はや1年以上が経過しました。  
そして、屈辱のさいたま地裁判決とその直後の最  
高裁判決から、そろそろ2年がたとうとしています。

### さいたま地裁判決から今まで

これから、私の個人的な心情ではありますが、  
さいたま地裁判決が出てから今までのことを、少し  
長くなりますが、お話をさせて頂きたいと思ひます。

ご存じの通り、さいたま地裁判決は、国の規制  
権限不行使の違法性を否定しました。具体的  
には、長期評価に基づき平成14年頃には10mを超  
える津波の到来は予見できたと認めつつ、長期評  
価によって想定できる津波と本件津波とでは規模  
が大きく異なり、想定津波によっては10m盤の南  
側からだけの浸水だったから10m盤の南側に防潮  
堤を建てれば浸水を防げたが、本件津波の際には  
10m盤の東側からも津波が侵入して浸水した、し  
たがって想定津波に対する合理的な防潮堤（10m  
盤の南側）が設置されていたとしても、その防潮  
堤では本件津波の東側からの水の浸入が防げず、  
事故の結果を回避できなかった。というものでした。  
津波の規模がそこまで大きく違うという認定に関  
する裏付けは、ほぼ何も示されていませんでした。そ  
して、事故前に国や東電がなにをしてもしなくても、  
今回の事故は起きただろうから、何もしなかったこ  
とも許されるという、おそろべき判決でした。

私は茫然自失となりました。絶対勝つと思ってい  
たからです。それだけの主張立証は、したつもりで  
した。実際、私が努力してきた「予見可能性」の  
論点では、判決でも完勝でしたが、結果回避可  
能性で負けてしまっていました。

さいたま地裁判決の2か月後には、最高裁が、  
さいたま地裁と同じ論理で、国の責任を否定する  
判決を出しました。

この最高裁判決を受けて、全国的にも動揺が走  
りつつ、最高裁判決を乗り越えて、三浦少数意見  
を多数意見にするための戦いを今後も頑張っ  
て続けていこうという機運が高まりました。

確かに、最高裁の4人の裁判官のうち三浦裁判  
官1人だけでも、原告側の主張を十分理解してく  
れていたのですから、あともう少しだった、さら  
にあと1~2人理解してくれていれば勝てたのに、  
今後は三浦意見を多数派にすることを目指して  
頑張ろう、という流れになるのは当然です。

私も、最高裁後の報告集会で、「これまでの主  
張で今回理解してくれたのは三浦裁判官だけだ  
ったとしても、それはまだまだ戦いはこれからだ  
といわれたということだ、今後新たな証拠をさら  
に補充し、丁寧に粘り強く主張していくことで、  
最高裁判決を変えていこう」という情熱的な話  
を聞いて、うまいこと言うなあ、そうだそう  
だ、頑張るぞと思いました。ただ私は、最高  
裁判決の直前に、自分がめちやくちや頑張  
ったのにさいたま地裁で負けたというショッ  
クが大きく、これ以上何をしたら勝てるの  
かわからない、燃え尽きた灰のようになって  
いました。その上最高裁でも敗訴した以上、  
さらに何をしたら勝てるのか、もう勝てない  
のか、同じ主張に証拠をさらに重ねれば勝  
てるということなのかと、今後の方針につ  
いて全く確証が持てませんでした。勝つた  
ための論理と道筋が自分で見えていないの  
に、原告の皆様方の前で、最高裁判決はお  
かしいとは言えても、だからこうする、勝  
つまで頑張る、頑張りますよと、先頭に  
立って旗を振ることができませんでした。でも  
これまで埼玉弁護団で先頭になって旗を振  
ってきた私は、弱気な発言をしてはいけ  
ない。自分の心に正直なことしか言えない  
私は、勝つ道が見えないのに、勝つまで  
頑張る、一緒に頑張ろうとは、言うこと  
ができなくなり、しばらく皆様の前にで  
ることもできなくなりました。本当に苦  
しい時期でした。

答えのない自問自答を繰り返していた私に、  
控訴審から新たに弁護団長代行として弁護  
団に参加してくれた牧野先生が、こう仰  
いました。

「吉廣さん、僕は原発や津波の難しいことはま

たくわからないけどね、これまでの主張は、全国の弁護団で議論して、この主張で勝とうと一致団結して築き上げてきた主張なわけだから、その主張の正しさを裁判所にわかってもらうためさらに頑張ろうと、全国の皆さんが思うのは当然だと思うんだよ。だからね、こんなことを、新参者のぼくが言うのは申し訳ないんだけどね。これまでの主張では最高裁で勝てなかった、最高裁判決をまずは受け止めるべきだと思うんだよ。」「三浦裁判官は原告側の主張の正しさをわかってくれた、この三浦少数意見を今後、最高裁の多数意見にしていこう、と言ってもね、少数意見が詳細に記載されているのは、今後こういう主張をしても最高裁では採用されませんよ、この主張では勝てませんよと、最高裁が我々に明確に示したと、少数意見というのはそういう意味だと思うんだよ。」「だからね、ここから勝とうと思ったら、最高裁判決で、多数意見にも少数意見にも書かれていない、全く新しい主張、これまで全国の誰も主張していない新しいことを主張して、この点についてはこれまで原告側で誰も主張していない、だから最高裁はこの点についてはなにも判断していない、だから裁判官、あなたが自分の頭で考えて、判断を書く必要がある論点なんですよ、って鼻先に突きつけるような主張をして、新しい土俵で勝負しないといけないと思う」「ほかの弁護団からはね、これまでの自分たちの主張に見切りをつけたみたいで、裏切り者だと言われるかもしれないし、今から新しい主張なんて、簡単に思いつくものじゃないと吉廣さんが思うのはわかるけどね。でも、この情勢で勝とうと思ったらね。僕はそう思うな」

私は驚きましたが、確かに、最高裁判決が出た後においても、これまでと同じことを、もっと声を大きく言えば勝るとか、そういう問題じゃないような気はしていました。「なるほど、労働事件で解雇無効の一審判決を受けた会社側が、控訴審になって突然、新たな解雇原因を主張しだして、その新たな主張で控訴審では会社側が勝つような、そんな感じですか」と言い、「そうそう、勝つためには、なりふり構ってちゃいけないんだよ」と言われました。

その後私は、労働事件での会社側の不正義な

訴訟態度を模範として、最高裁判決を前提としてもなお勝てる新たな主張を、ずっと考え続けました。ぼろぞうきんを絞っても水は出ず、詰め将棋でどこに打っても負けるような、非常に苦しい時期でした。

最高裁が結論としておかしいことは明らかなのですが、どうすれば埼玉訴訟は最高裁の事案とは訴訟上の事実関係が違うと言えるのか。ずっと考え続けました。最高裁は間違っているのだとすれば、どこかに判断の遺漏があることは間違いなし。それはどこか。

そして、これまでに最高裁の判断が変わった他の事件の判例を探していて、ある最高裁判例を見つけました。その事件では、過去に「労働者に防じんマスクをつけさせることを会社に義務付けなかった国の規制権限不行使の違法性」を否定する最高裁判決が既に出ていたのに、同じ点について、その後、国の違法を認める最高裁判決が出ていたのでした。

なぜ、最高裁で以前の判例と違う結論を獲得できたのか。両事件の違いを比べたとき、それは「労働者が働いていた就労場所が違う」という点を押し出したことにあるように思われました。弁護団の先生に直接聞きましたが、やはりそうでした。つまり、同じようにアスベスト被害を受けた労働者が、国の規制権限不行使の違法性を主張している同種訴訟においても、被害者の属性や、被害に遭った場所が違えば、何もしなかった国や企業の不作為の違法性の有無に関する最高裁の結論が変わりうる。弁護士としては、当たり前のことですなのですが。

「被害場所の違い」で、思いついたのは4m 盤でした。最高裁は、重要な安全設備である電源設備は10m 盤上にあるところ、想定津波による東側からの波によっては10m 盤への浸水被害は生じない、したがって東側からの波に対する対策は不要、と言ったけれど、想定津波による東側からの波によって、10m 盤の下で4m 盤には大規模な浸水被害が生じることはわかっている。4m 盤にも重要な機器はあり、それらが想定津波によって機能喪失することが見込まれていた。それなら、想定津波の東側からの波による4m 盤上の重要な安全設備への

浸水被害をも防止するため、結局のところ想定津波の東側からの波に対する、敷地東側への防潮堤の設置は、最高裁の論理からも必要になるのではないかと。そして、その敷地東側の防潮堤があれば、本件津波による敷地東側からの10m盤への浸水も、防止できた可能性があるのではないかと。

その点に思いついたとき、私は最高裁の論理によっても、最高裁と違う結論が出せる。これまで論じられていなかった新たな主張をとうとう見つけた、と喜びに震えました。どうせ間違っているかも知れませんが、間違っていても埼玉訴訟にしか影響がない独自の主張なんだから、新しければ多少間違っているでもいい。と思いつつ、間違っていないかと、責任班で半年かけて検討しましたが、間違っているという裏付けは見つからず、むしろ事故前に東電も4m盤の東側に防潮堤の設置を検討していた経過は色々証拠が出てきました。最高裁が言うような10m盤の南側にだけ設置する防潮堤では4m盤のポンプが守れず、原子炉の安全性が維持できず技術基準を満たさないのだから、そんな技術基準不適合な防潮堤が事故前に設置されたとは合理的に考えられない。とにかく時間もないし、新たな主張で行ってみよう、控訴審になって新たな主張立証を次々始めました。

最高裁で敗訴判決が出てからも勝つというのは、普通に考えて大変なことですよ。

でも、弁護士も裁判官も、論理によって仕事をする職業です。我々を負けさせるために作られた最高裁の論理を前提としても勝てる論理を主張すれば、最高裁を前提としても勝てると思うのは当然です。

私は、勝つための努力をします。最高裁が政治的に腐敗していて大企業を勝たせようとしているから我々は勝てないんだなどと、訴訟外に負けの理由を見つけて言い訳をすることは、弁護士としてかっこ悪いと思います。

正しいことを言っても負けることはあります。でも、私は最高裁判決の結論は間違っていると思っているし、自分の言っていることは正しいと思っているし、国の責任はあると思っています。最高裁の規範を前提としても論理的には我々が勝てるはずだと思っているので、勝つために、今、専門家の先生方に

ご協力をお願いして、我々の主張をさらに補充し、先鋭化させていこうと思っています。最後まで勝つための努力をして、勝っていきたくと思います。

最高裁が出て1年。もう、諦めている方もいるかもしれませんが。関心が薄れている方もいると思います。でも、私は正義の実現のために、最後まで頑張ります。

これまで裁判が行われていたさいたま地裁と違って、東京の裁判所は少し遠いと思います。でも、できればぜひ、傍聴に来てください。そして、色々お話をしましょう。一緒に戦っている方も応援に来てくれています。そして、元気になりましょう。

みなさま、今後とも、ご支援とご協力、どうぞよろしく願いいたします！

## 控訴審第2回期日報告

弁護士 松本 遥

みなさん、こんにちは。弁護士の松本遥と申します。今年の1月からみさと法律事務所に入所し、吉廣弁護士、松浦弁護士のご指導をいただきながら一日も早く一人前の弁護士として皆様のお役に立てるよう日々奮闘しています。弁護士登録に伴い、司法修習時に興味を持った原発訴訟の弁護団に私も参加させて頂きました。今後、私も原発問題について勉強し、弁護団活動を通じて知識や経験を深めることで、弁護士として成長し、その成長を弁護団活動に活かしていきたいと思っています。

さて、今回は私から、控訴審第2回弁論期日について、簡単にご報告させて頂きます。

1月16日に行われた第2回口頭弁論期日では、吉廣弁護士が国の責任に関する準備書面4、5の概要について、平原弁護士が損害論に関する控訴理由補充書4の概要について、それぞれ意見陳述を行いました。両弁護士の意見陳述は、裁判所・傍聴人の方々に私たちの主張をわかりやすく伝えることができたと思います。簡潔で力強い両弁護士の意見陳述を傍らで拝見し、私もいつかこのよう

な素晴らしい意見陳述ができるようになりたいと思いました。

弁論期日後の報告集会では、弁護団から、弁護団の活動状況と、これからの方針についての説明を行いました。また、各地から応援に来ていただいた皆様からも、各地の訴訟の状況について報告していただきました。報告会を通じて、原告の方々の強い想いを感じ、弁護団の一員として、改めて、この訴訟に勝たなければいけないと強く思った次第です。

また、報告集会では、責任論の主張についての質疑応答、それに対するご意見を承りました。その中で、吉廣弁護士から、私たちは、他の原発訴訟とは異なる主張も加え、新たな切り口で戦っていくことを説明しました。報告集会に参加した方々が希望を持ち、改めて一致団結することができた報告集会になりました。

現在、責任論担当班では、控訴審で展開している私たちの主張を裏付け、さらにより説得的な主張とするため、原子力工学や行政法学者といった専門家の方々と打ち合わせを重ね、専門家意見書の作成を準備しているところです。私も打ち合わせにご一緒させていただく機会がありますが、専門家の方々も熱意を持って、本件に取り組んで下さり大変力強く思います。

「諦めたらそこで試合終了」という名台詞がありますが、諦めない私たちの試合はまだまだ続きます。私自身も、今後の活動に、より積極的に取り組み、少しでも戦力になれるよう頑張っていきたいと思えます。

今後ともよろしくお願ひします。



## 各地の裁判を傍聴して

湯澤安治

### ◆100ミリシーベルト安全論

『みどりごが中学生になる春に廃炉への道なほ見つからず』3/10NHKラジオ文芸選評の入選作品です。やはり、私が一番許せないことが有ります。人間は間違う動物です。しかし間違うのは1回きりです。同じ間違いを平気で続ける人間は許せません。

それと気になるのは放射能安全説。少しぐらいの放射能はかえって健康に良いとまで。2022年12月所沢での汚染土持ち込みの説明会。この国は「子どもも大人と同じで安全です」と説明しています。汚染土実験地と隣接保育園の間は40メートル。人体実験そのものです。

3/6東京地裁311子ども甲状腺がん裁判でこの国の安全論に対して真正面から否定できる証拠が提出されました。『第9回口頭弁論・第20準備書面プレゼン(西念弁護士)』→『動画』がYouTubeの動画で御覧になれます。

(参考資料1)

### ◆山木屋訴訟確定

それと3/1川俣町山木屋323人原告・仙台高裁判決確定です。299人に11億円の支払いを東電に命じ確定。1人当たり330万円、妊婦と子どもに60万円、それ以外の人に30万円の線量不安慰謝料。「被災者からすれば原発事故は人災ではないかという思いが捨てがたく重大な精神的苦痛が生じたことは容易に推察できる」と裁判長は述べました。

### ◆全国連絡会

2/10日比谷で原発被害者訴訟原告団全国連絡会に参加。その席で津島訴訟の今野秀則さんと出逢いました。二人三脚で衆参の国会議員会館内の議員の各事務所巡りをした仲になりました。その時、私は「津島」という地名を全く知りません。とても失礼なことをしました。

3/4福島地裁ALPS処理水放出差し止め訴訟第1回に参加。その前々日3/2知らなかった山木屋(川俣町)・津島(浪江町)・長泥(飯舘村)を訪ねました。



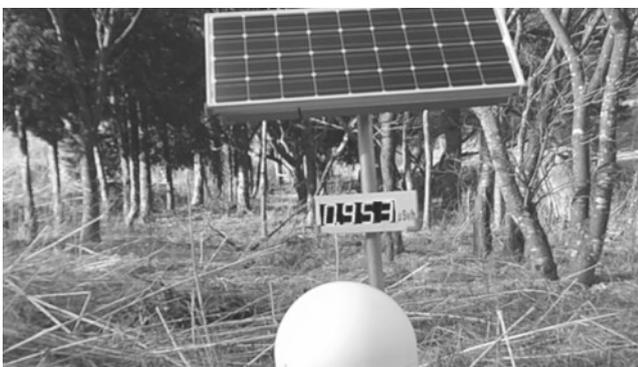
道路標識・長泥

三つの地区に共通しているのは

- ・自然が豊かで尾瀬ヶ原のような土地
- ・満州引揚者が移住開拓
- ・助け合って命を繋いできた歴史・祭り文化が根づいている土地。

そのことはDVD『ふるさと津島』・映画『津島ー福島は語る・第二章ー』を御覧ください。ちなみにDASH村は津島です。

長泥は所沢での国主催の汚染土持ち込み説明会で汚染土再生利用実証事業地の福島県内の成功例として紹介されました。



公道道端空間線量・長泥

空間放射線量は0.953 $\mu$ sv/hでした。



南から北を望む

実証地に隣接する北斜面の上には白い塀の向こうにはうず高く積まれた黒い袋の山。袋の中身は放射能汚染物質。写真左はビニールハウス。真ん中下はWC。真ん中はコミュニティセンター。その上、白い塀の向こうに広がる黒い物は放射能汚染物質。営農できる体制？

(参考資料2、3)

### ◆9月女川再稼働

また不安になるのは女川原発再稼働の動きです。3/22女川原発を訪れました。



看板1・女川

1992年4月26日建立の看板。2011年3月11日を予兆したかのようなキャッチフレーズ。『事故で止まるか みんなで止めるか』故・阿部宗悦さんたちの作品です。



看板2・女川

女川原発差し止め訴訟は1981仙台地裁提訴・1993結審・1994差止「棄却」・1999仙台高裁「支離滅裂」判決・2000最高裁上告棄却・2011福島第1原発事故・2020仙台地裁再稼働同意差止仮処分命令申立→却下決定・2021仙台高裁女川原発再稼働差止裁判本訴提訴→原告石巻市民17名。

女川原発PR館で頂いた発電所だより2024.3月号の中に「工事完了→2024.6月・再稼働→2024.9月頃・営業運転開始→2024.10月頃」と記載されていました。

東北電力は女川原発設置準備事務所に住民分断員を増員し、女川町漁協組合員をターゲットに、子どもの出産祝い、七五三、結婚式、建築造船、お祭り、旅行などのお祝い事や、病人見舞い、不幸に香典と、常識をはるかに超える札束攻撃や、料亭、ドライブイン、バー、スナックなどでの酒飲のもてなしなどで懐柔し、漁業権収奪策動を数えきれないほど行った。漁協組合幹部に対してはタクシー券を配り、女川町幹部や議会の幹部を料亭、滝川に招き、酒食でもてなし、ひそかに漁業権収奪工作を企てた。1997年11月25日臨時総会・1978年8月28日臨時総会では、委任状1枚100万円から200万円というものであったと語られている。

上記の文書は今から31年前1993年6月8日仙台高裁結審時の意見陳述書の内容です。

地球温暖化が叫ばれる今、原発を温暖化対策の優等生のように言う人がいます。しかし、原発は温排水を放出します。女川原発1.2.3号機からは、海水温より7℃高い温排水を毎秒156t排出していました。適温より7℃高い風呂に私は入れません。また、放射性廃棄物は10万年管理しなければなりません。誰がどのように管理し見届けるのか。日本列島に人が住み始めてから3万8000年程しか経っていません。避難訓練、町を逃げる訓練が必要な原発。交付金にがんじがらめにされず、逃げなくてもよい町を目指したい。2022年9月20日阿部美紀子さんの言葉です。(参考資料4)

#### ◆金暴力貧乏・議会の非民主主義

私は全国各地の反原発に参加して、「原発反対に勝った所は原発が無い。原発反対に負けた所は原発がある」と言ってきました。反対に負けたっていうのは、人々が負けたんじゃない。金と暴力と貧乏と議会の非民主主義。総て金ですけど。これが原発を作ってきたんです。『原発＝不正義である』これがまったくその証拠です。(鎌田慧さん・2024.3.23仙台女川原発再稼働反対集会にて)

(参考資料5)

津島では『オレは生きている!』という実感があつた。津島ではだれとでもいろいろな話ができた。悲しいことも、楽しいことも、憎たらしいことも、けん

かしたことも、何でも言える。ここでは言えぬ。(須藤カノさん)

(参考資料3)

『患者さんの子は、自分の子。孫は、自分の孫』  
とっています。(今野千代さん)

(参考資料3)

お金では買えない、本当に人間らしい生き方だと私は感じました。



#### 参考資料

1: YouTube「第9回口頭弁論・第20準備書面プレゼン(西念弁護士)

【311子ども甲状腺がん裁判】311甲状腺がん子ども支援ネット  
<https://www.youtube.com/watch?v=geVRKFDnnp0>



2: DVD「ふるさと津島」ふるさと津島を映像で残す会  
サイト(70分2020年1000円)

[www.furusato-tsushima.com](http://www.furusato-tsushima.com)



3: 映画「津島-福島は語る・第二章」土井敏邦(3時間7分・2023年)

映画.comサイト(映画解説)

<https://eiga.com/movie/100989/>



4: 書籍「原発のまち 50年のかお-女川から未来を考える-」阿部美紀子(一葉社・2022年2200円)

5: DVD「鎌田慧さんと歩く下北半島」なくそう原発・核燃、  
あおりネットワーク(2時間38分2022年1000円)  
→除染土壌再利用実証事業誘致に手をあげた風間浦村も紹介。

## 山木屋控訴審 仙台高裁判決紹介

### ◆ 古里喪失、東電が10億円超の賠償受け入れ上告断念

福島県川俣町山木屋地区の住民らが東電に損害賠償を求めた訴訟で、古里喪失慰謝料など計約10億9千万円を支払うよう命じた2024年2月14日の仙台高裁判決について、東電は28日、上告を断念したと明らかにしました。

東電は「総合的に勘案し、被害者へ賠償金の支払いを早期に進めるべきだと判断した」とコメントした。

高裁判決は、東電が十分な対策を講じず「被災者に重大な精神的苦痛を生じさせた」と判断。「山木屋地区は人口が減り、将来的な維持存続は困難」と指摘し、古里喪失慰謝料として1人330万円の賠償を認めるのが相当として、一審判決よりも賠償額を約5億円増額したものです。

この高裁判決では「原子力事業者は、万が一にも災害が起こらないよう適切にこれを運営すべき立場にあり、実定法上もこれによる被害の防止に関し万全の措置を講ずべき責務を負っている。」「考えられる合理的な対策すら講じないまま漫然と上記危険を内包する原発施設を運営していたことが明らかに

なれば、…被災者らに重大な精神的苦痛を発生させることは明らかである」とし、東京電力の加害行為の悪質性を認定し、損害額の算定にあたっての重要な考慮要素としました。

また、ふるさと喪失慰謝料については「このような地域社会の大幅な変容は、本件事故によって不可逆的かつ一回的に生じたものというべきである」と述べ、現在に至っても「故郷」山木屋はなお回復しておらず、むしろ損害がより一層深刻化しているとし、第5次追補よりを上回る慰謝料額を認定しました。

<https://www.kanzen-baisho.com/> 山木屋控訴審判決声明より

## 編集後記

前田妙子

福島原発埼玉訴訟の東京高裁における公判は、次回で第3回目となります。第1回は9月12日。残暑の酷しい日でした。正門前の集会での、河井さんと大川さんの心からの挨拶がとても印象的でした。第2回は1月16日。北風が吹き荒れる寒々とした日で、手に持つ原告団の旗が強風に飛ばされそうでした。第3回は5月28日です。心地よい緑風につつまれて公判に臨むことを願っています。支援する会のみなさま、どうぞ東京高裁に足を運んでください。原告の人たちや弁護団を励ましましょう。よろしくお願いいたします。

### 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千剣破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

### ☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名: ゆうちょ銀行 / 金融機関コード: 9900 / 店名: 〇一九店 (ゼロイチキュウテン) / 店番: 019 / 預金種目: 当座 / 口座番号: 0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称「福彩支援」) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

\* 北浦恵美 メール / [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) 電話 / 04-2943-7578 ファックス / 04-2943-7582